土地を売ること、人を売ること - - 中国における「所有」の観念 - -

1999. 6. 26. 岸本美緒

「所有」〔付記 1〕の覆う問題領域は広くかつ茫漠としており、例えば(A)「所有」観念の内容やその倫理的・論理的基礎づけ、(B)「所有」に関わる政策や制度、(C)「所有」の実態とその変遷、(D)実定法学内部での「所有」に関わる解釈や法実務、など、多様なレベルの問題が存在する。中国史上の「土地所有」研究においても、(A)「所有」理念に関わる研究(ex.「王土」思想)(B)政策や制度の研究(ex.「均田制」)(C)社会経済史的な生産関係研究(ex.「地主的土地所有の動向」)(D)民間の行動規範・法意識としての「所有」観念研究(ex.「民事法秩序」)といった様々な方向性をもつ研究が相当膨大に蓄積されてきた。しかし、(1)「所有」概念の研究と「所有」関連の個々のトピックの研究との間の交流の不足、(2)「変化発展」論的アプローチと「型」論的アプローチとが生産的協働関係を欠いて併存している傾向、などの問題点があり、大きな比較の視野において中国の「所有」を説明することを難しくしている。

本報告では、オリジナルな議論というよりは、Aを中心にB・C・Dを結び付ける形で、問題の広がりを整理すべく試みたい。時代は清代を中心とする。

清代中国の「所有」のあり方は、今日の目からみたとき、一見近代的所有権に類似した印象を与えるものである。「近世的契約社会」(宮崎)という評価。一方で、(1)「王土」理念、(2)所有権の制度的保障の弱さ、(3)「找価」「先買」「一田両主」などの諸慣行、(4)人身売買、などに「前近代性」ないし「非近代性」を見いだす観点もある。中国の「所有」をめぐるダブル・イメージ。[0 - 1]

1.土地所有の正当性問題〔1-1〕

清代中国で、ある人間が土地の正当な所有者(「業主」)であることは、どのように証せられるのか。 (a) 新たな開墾地などの原始取得については、官に金銭を納入して交付された証書。 (b)買得・家産分割の場合は、売り手や関係者の合意を証明する契約書〔1 - 2〕や中人の証言。 (b)の場合、売り手の所有の正当性を証する「上手契」の受け渡しによって、来歴の正しさを遡って証明する慣習。

前所有者による認証の連鎖を論理的に遡っていった究極には、土地所有の始源問題にゆきつく。明清時代には、「井田廃れてより」「商鞅が阡陌を開いて以来」土地売買が行われ貧富の差が開いていった、という「歴史的」な説明が通説的に行われていた〔1 - 3〕。国家による土地分配が行われていた古の状況を理想的なものとしつつも、それを起点に展開してきた土地売買の趨勢を今さらもとに戻すことはできない

ので、合意による土地の売買をとりあえず正当と認める通念。

渡辺信一郎は、古代の「分田」(「井田」も「開阡陌」もその一表現)の観念を、「天子=王権に収斂する全体を不可欠の前提」とする負担つきの小農民の私的土地占有、と説明している。「王土」あっての「分田」であり、そこから土地売買が派生するという観念。所有の原点を国家以前的な「労働による所有取得」に求める論理(Locke)との対比。

「国家的土地所有」と「私的土地所有」の対抗、或いは「上級所有権」と「下級所有権」の二重性、といった枠組の有効性如何。近代西欧における「個体的所有」から「資本制的所有」への展開の議論にも似て、中国の所有観念もまた、発生史的な緊張関係をそのなかに孕んでいるといえるのではないだろうか。 所有がそこから発生してきた本源的な根を、その展開自体が裏切っている、という感覚。所有の現状に対する内的な批判の契機。

戦国以来の「分」の観念〔1-4〕。社会統合の鍵。・人倫関係(身分・職分)・所有(我的分児)・ 認識(分明)等を包括する、世界の分節化に関わるキーワード。

人も物も、全体のなかでの「分」として位置づけられる。所有の正当性は、人と物との直接の関係によるのではない。

人倫的「分」は、「主僕の分」「良賤の分」など明清時代に至っても極めてよく使われるが、所有関連では「分」の語は減少。宋代以降には、不動産所有に関して「業」(仕事・なりわいの意味。業主、売与 為業、など)の語が多く使用され、『台湾私法』では「業主権」(「権」は right の訳語)は「土地二対 スル実権ノ最大最強ナルモノ」で実質的に近代的所有権と同じものと説明されている。均田制下の「口分田」と「永業田」。

中国における土地所有の原点が「天子 = 王権に収斂する全体」に求められているといっても、それは必ずしも、国家が民の土地所有に対して常に介入的であったことを意味しない。明清時代には国家が民間の土地売買に積極的な規制を行うことは殆どなく、当時の知識人にとって、貧民の生存をおびやかす富民の土地集積を国家が放任しすぎている、といった批判的論調こそが、受けのいい「正論」であった。

古の土地分配の制度をモデルとした国家統制政策と、土地売買の放任・自由化とのゆれとして描かれる中国土地制度史。今世紀の土地改革・集団化をその延長上に位置づけることも可能。

土地所有政策をめぐる議論における正当化の論理。明清時代の経世論のなかでは、「土地は君主の有する所」といった言明と、「民田は民自有の田」といった言明とが、民の土地所有への国家の介入の是非をめぐって対立的に用いられる〔1 - 5〕。しかし、彼らの「所有」論が、全体社会に対して主張され得る何びとかの固有の権利の擁護をめざすものではなく、むしろ、全体社会の安寧を乱す者に対する批判の文脈のなかで提示される修辞であることに注目すべきである。

現状の弊害及びそれに対する国家的介入の必要性と、現状に無理に介入することの弊害との比較考量。 既成事実(「勢」)としての土地売買をどの程度容認することが、全体社会の安寧にとって<u>最適</u>なのか、と いう問題の立て方。

手綱をゆるめ(放任 民田)たり、ひきしめ(介入 王土)たりしてバランスをとる君主の存在を想定する政策論。「不擾」は細心の管理の一極限形態である。放任論者はたくさんいるが、原理的リバタリアンは不在。

現代の経済政策のゆれにも共通する特徴。「自由化」といっても「権利」からの発想ではない。全体の 利害を代表する為政者が、放任と引き締めのバランスをとりつつ、「現代化」にとって最適の路線を選択 してゆく、試行錯誤の過程。

私的土地所有の保障が積極的な国家目的になることはない。統制の動きが「均田」などの名称をもった 明示的な政策として打ち出されるのに対し、自由化の動きは積極的な立法ではなく、現状追随的な税制改 革などによって示される。徴税と紛争処理を目的として追認的にかかわってゆく官の姿勢。

2.土地売買をめぐる諸慣行とその背景

上記のような観点からすれば、民間の土地所有・土地売買も、一種の事実的慣行に過ぎない。民間の土地売買に対する政府の放任的な姿勢は、所有権の積極的な保護(及びそれに抵触するような諸慣行の排除)には必ずしもつながらない。むしろ、特に問題を起こさない限りで、民間諸慣行を温存・放任する態度。「人民八自由二如何ナル内容ヲ有スル契約ト雖モ之ヲ締結スルヲ得タルガ故ニ種々ナル私法的関係ノ存在スルヲ見ル」(『台湾私法』)。契約内容に対する制約は少ないが、また保護も弱い。

多彩な土地慣行のなかで、ここでは土地の「回贖」(原価買い戻し)・「找価」(土地価格の追加支払)慣行を取りあげてみよう。明清時代の土地売買においては、売り手の後日回贖を認める「活売」「典」形態と、売り手が完全に土地を売り切ってその後買い手に対し何らの要求をしないことを約する「絶売」形態とがあった。原則的には「絶売」の場合は売り手はその後找価回贖をなし得ないのに対し、「活売」「典」の場合には、売り手は一定の回贖禁止期間の経過後、その土地を原価で回贖でき(日本近世の一般的質地規定と異なり、無年季的請戻しが普通である)また一般に、「活売」を「絶売」に変更する対価として「找価」(日本でいう「売上」「買増」)を要求することも可能である。

しかし、「活売」「絶売」の区別は曖昧であり、「絶売」の後に何回にもわたって找価要求がなされる慣行も広く見られ、買い手はそれに応ずることが普通であった。「権利関係の不確実なこと、つまり前近代的な権利関係のもっとも特徴的なあらわれ」(仁井田陞)。特に土地価格の上昇期には、找価回贖風潮が紛争をひきおこし社会問題となった。

「たかりの常習化」ともいうべき、貧者救済的な「找価」慣行〔2-1〕。政府の放任的な態度と表裏して、土地所有の安定性は非人格的な法制度によって支えられるのではなく、代々の所有者による認証の連鎖といった人間関係の網の目に大きく依存していた。「絶売」によって売り手と買い手との関係は切れるのではなく、むしろ買い手の所有の正当性は、売り手によって支えられなければならない。所有の正当性を支える人間関係が同時に、制約(所有者にとっては所有権の不安定性)をも生み出す。「王土」-「民田」関係のミクロ版。

清代中期、18世紀半ば頃には、絶売と活売(典)の区別を明確化し、絶売契約における回贖や找価の要求を禁止しようとする条例が整備される。同時期には、土地価格の高騰と土地紛争の増大に対応して、土地関係の紛糾を増幅するような民間の慣行(同族などの先買慣行や一田両主慣行など)を禁止する規定が制定され、土地所有者の認定基準を明確化・単純化してゆこうとする方向が見られるが、これもその一環。こうした政府の方針を、「私的所有権の強化」と見なす研究もあるが、その目的が権利保障そのものよりも紛争防止・秩序維持にあったことに注目すべきである。民間慣行に対する規制・容認の判断は、全体秩序の維持にとってどちらがプラスかという評価に依存する。

州・県の民事的裁判〔2-2〕では、悪質と見なされる常習的な找価回贖請求が激しく叱責される一方で、貧者の找価要求を温情的に認める例(「得業者虧」)も多く、必ずしも法に依拠した判決が下されているわけではない(清代の民事的裁判の性格については論争あり)。弱者に配慮する温情的な方向と激しい叱責や体罰を伴う懲戒の方向とは、一見対極的な印象を与えるが、当事者に満足させ或いは懲りさせることによって今後の紛争を防ぐという目的に向けて個別事情を酌量しつつ最適点を模索する態度においては共通。「法」と「情」とのバランス。

土地慣行をめぐる当時の規範意識をどのように性格づけるべきか。土地売買そのものも一種の慣行に過ぎないのであって、その他諸々の土地慣行との間には、正当性のグラデーションのなかでの程度の差が存在するに過ぎない。正当性の判断は、固い「権利」「規範」というよりはむしろ、諸慣行がもたらす<u>結果として</u>の社会の安寧との関連で考えられている。「ポリティカル・エコノミー」と「モラル・エコノミー」、「手続的正義」と「配分的正義」といった正当化原理の対立の枠組で考えるとズレが生じる。それでは、形式合理的なルールに対比して、実質的正義をめざすのが中国の規範意識の特色だというべきであろうか。しかしむろん、当時の人々は、形式的ルールのもつ実質的効用(予測可能性、僥倖狙いの紛争の防止など)にも決して無関心ではなかった。あらゆるプリンシプルに拘泥せず、随時随事、状況に応じて最もよい実質的効果を導き得るよう虚心に努力する正しい態度を、当時の人々は「中」と表現した〔2-3〕。

3.人身売買と社会像〔3-1〕

中国の所有論は、所有の正当性を個々人の権利からでなく、社会全体にとっての「最大の善」という観点から評価してきた、といえる。とするならば、この考え方は、「最大多数の最大幸福」をめざす功利主義的な正義論と相通ずるものであるようにも思える。しかし功利主義的な正義論の基準が、平等なウェイトを置かれた諸個人の幸福の総和にあるとするなら、中国の所有論の背景にある社会像はそれと相当異なる。

人身売買の歴史的起源は、土地売買と同様、「井田が廃れ民に恒産がなくなった」ことによる始源的「王 土王民」体制の崩壊に求められるのが通念。「売」「典」など、不動産売買と同様の語彙。人身売買は実際 には絶えず行われてきたが、土地売買に比べて法律上の規制は厳格。(1)隷属度の強さによる分類 - - 社 会的、法的。奴婢(代々隷属・売買可能) - 部曲・雇工人など。良民と賤民。主僕の分。(2)奴婢に関し ては、他人の略売・和売はもとより、親が子孫を売ることも殆ど一貫して禁止。良民の奴婢化を犯罪没官 や戦争捕虜に限る方針。(3)良民と奴婢との間の曖昧部分の受け皿としての部曲や雇工人。(4)奴婢という 範疇自体の廃止は、西洋思想の影響下での清極末の法制改革によってであった。

主人と奴婢・雇工人との間の「主僕の分」。親子に擬制される一体感覚と、君臣の如き厳格な差別。家長の奴婢支配は、排他的な「所有権」に基づくというよりは尊卑の網の目の中の上下の位置関係による。 中国の奴婢の「半人半物」性(仁井田)。資財・畜産に準えられ、売買の対象となると同時に、財産権の主体であり、身体生命を法的に保護され、刑法上の責任能力を認められ、訴訟当事者たり得た(なお、自らの牛馬を勝手に殺すことも律では禁止)。奴婢・部曲・雇工人・対等関係の雇用者の境界は不明確。遡れば同じ「王民」であり、状況による隷属度の相違があるにすぎない。奴婢・雇工人の認定基準の難しさ。清代の奴婢の法的認定基準は「契約文書の存在ないし長期の恩養と婚配」。

我々が「所有」という語を用いるときに漠然と持ってしまう、「人」がその外部にある「物」を好きなように使用・処分するという感覚。しかしむしろ、主人と奴婢との理念上の関係は、一つの身体において中枢部が末端部を動かしているという感覚に近いかも知れない。理想状況においては、支配されているという感覚すらなく、一体となって協働する。親子の「父子一体」感覚に擬制。上位者が下位者を人格的に包摂。共同性を強調する見方もあれば、上下的秩序を強調する見方もある。

上下的秩序を強調するところに出てくる「服役の連鎖によって成り立つ社会」という心像〔3 - 2〕。 無構造的・随時的な「ネットワーク」に対比される上下的に統合された「ヒエラルキー」という中国社会 像の指摘(Lapidus)。その一部を取り出してみれば、上位者が下位者を絶対的に支配しているようにも 見えるが、その支配は排他的なものではあり得ない(なぜなら上位者はさらにその上位者に対しては服従 せざるを得ないから)。このヒエラルキー自体を正しい形で維持することが必要。私法的秩序に対する追 認と歯止め。

おわりに

「全体」を論理的前提としつつ、いわばそこから流出した形で(あるいはその一部として)認められている「所有」。そこでは「所有権」は、それが個人のものであれ、君主のものであれ、全体社会に原理的に対抗するような形では主張され得ない。問題の立て方は、人々の売買行為を通じ事実的に展開する所有の「勢」と、それのもたらす社会的弊害とを勘案して、全体の福祉の観点から最適点を求めるには如何にすべきか、ということになる。「小鮮を烹る」が如き細心のバランス感覚が理想とされつつも、現実の歴史過程では、「所有」をめぐり相当に大きなゆれをもった諸政策が試行錯誤的に展開されてきた。

21所有をめぐる政策が放任の側にゆれているときには、中国社会は一見、極めて自由で契約的な相貌を呈する。しかしその自由さは、必ずしも「人権」「権利」の観念とスムーズに結びつくものではない。土地を売ることと人を売ることの平行性。欧米の圧力下での「もつれあい」の過程。中国の歴史のなかに「所有権」の成長を検証しようとする動きもあれば、欧米と異なる独自の原理を見いだそうとする立場もある。本報告で行いたかったことは、個人権的な欧米の所有論と全体論的な中国の所有論とを対比するという二項対立的枠組の再確認ではない。むしろ、で述べたような中国の所有に関する「ダブル・イメージ」の整合的解釈を目指しつつ、内的な緊張関係を孕んだ立体的な形で中国の所有論の大づかみな性格を示したいと思った。発想の根は他の地域と異なるであろうが、中国の所有論もやはり、個と共同性の相即と葛藤という普遍的な課題をその内部に孕んでいる。生産的な比較のためには、その独自性と普遍性との双方を視野に入れることが必要であろう。

「有」「所有」…「民所自有之田」「土田固君之所有也」「小的有祖遺之田二畝」 あらゆる物・人について。「もつ」「ある」等を含む広い意味。「所 有」は必ずしも概念として熟した語ではなく、「あらゆる」の意もあり。

「業」「産業」…「売与某某為業」「永遠管業」「祖遺之産業」「業主」
経営収益の権利を「収益を年々生む対象物」の所有という形で客体化
して観念したときに生まれた概念(寺田)。土地・家屋を中心に、田面・

舗底・胥吏ポスト等を含む。収益を生まない動産や、奴婢など人間に ついては言わない。

「主」 …「業主」「田主」「売主」「銀主」「主僕」「主客」「一田両主」 ある対象(不動産、動産、人など広い範囲を含む)に対して、自らの 意思でそれを支配できる人。

不動産売買契約書の売与文言挙例

「売与〔某某〕為有」(前漢)、「売所名〔土地〕、賈銭〔幾万幾千〕、銭即日畢」(後漢)、「賈到〔墓地〕永 為陰宅」(後漢)、「銭即畢、田即付」(7世紀高昌)、「賈〔土地〕要永為家業」(北魏)、「自売以後、一任 〔買い手〕世代為主〕(9世紀敦煌)、「一定以後、其舎各自永為主記」(10世紀敦煌)、「売与〔某某〕為 永業」(金)等。

清末の翻訳語 personal property 「動物」(M『万国公法』) 「動産」(J) right of property 「掌物之権」(M) 「産権」(J)

M:宣教師文献 real estate 「不動産」(J) / ownership 「所有権」(J)

J:日本の翻訳 landlord 「地主」(CCJ)

CCJ:中国古典日本経由 status, personal background 「身分」(CCJ)

0-1 戒能通孝「支那土地法慣行序説」

- ・慣習法論全体の立場を、裁判所に於ける裁判規範として通用する慣習法の理論から、裁判所に於ける裁判から離れ、社会の内的秩序として通用する規範意識として之を観察することにより、支那社会の法的慣行調査の目標を定立し得るのではないかと考へる。
- ・財産的慣行の調査とは、その国又はその社会を単位として見た人間的性格の研究であるべきは当然であり…。我々としては支那研究の目的を広義の比較法的研究に置きたいのであって…。
- ・〔封建的社会組織から近代的・国民的社会組織への〕社会史的進展を可能ならしめ得るものは、要するに社会的集団関係として、家族・民族等、人間の血族的団体関係から、村落、都市、国家等、人間の地域的団体意識が文化し、発展し来って居ることにあるのであつて、其の基礎は即ち人間の団体意識の変質と成長にあると言ふことが出来るものではなからうか。…団体意識の形成せられてゆくに照応して、一般的秩序が形成せられて行く可能性が強いのであって、反対に団体意識の薄弱なほど、一般的秩序の形成は微弱であり、実力的均衡関係が之を左右する余地を残して居ると言ひ 得ない訳ではないのである。
- ・私の分析にして正しいとするならば、沙井村調査報告書を中心とした支那農村慣行上の土地所有権は、 抽象権であり、私権であり、個人権であり、財産権であり、無制限権であり、絶対権であり、且弾力性を 有することとなるのであつて、此事は一応表面的な観察からするならば、近代諸法典の所有権概念に類似 すること言ふまでもない…。
- ・支那農村家族生活の態様を、儒教的に定型化されて居るやうに、大家族生活若くは大家族的精神を以て

営まれて居るものと解することは妥当でなく、支那農村家族の窮乏性を直視する限り、家族は一の下宿屋、 アパートに過ぎないと考へるのが遙に適当ではないかとの疑を濃厚に持たざるを得ぬ...。

- ・私は、村の予算を決定し、決算を審査し、村の公益事業を監督する役割は、一村の中堅農民たる自作・ 自営の農民にあるのでなく、有産有閑の地主たる会首一同にあると解するのであって、此処に支那農村内 部に於ける高持本百姓意識の欠缺と、支那農村そのものの支配団体的性格を可成顕著にみせつけられざる を得ぬ…。
- ・支那農村慣行上の土地所有権が、外見的なる近代性にも拘らず、内面的に近代的要素を缺除する事実…。 所有権の保障機構が、制度たるの状態において缺除…。支那農民の具体的生活は、日本農民が土地をして 人間に従属せしめると反対に、人間をして土地に従属せしめて居るのであり、物権的観念が人権的観念に 先行する…。斯る環境の下にあつては、厳密な意味に於ける権利能力意識若くは法的人格の意識が成長せ ず…。

1 - 1 寺田浩明「中国近世における自然の領有」

- ・一般田主は勿論、こうした田面田底、漁業権、営業権まで含めた形で、なぜそれらまでもが、どれもそろって「所有」のタームで語られるのか、そもそも旧中国で物権的な傾きで「所有」というものが語られるとき、そこに共通してある構造は何なのか。…/共通点は明らかであろう。即ち田面田底以下の諸構成において所有が語られ、典売租が行われる背景には、決って特定の(ある領域性を持つ)収益経営形態を巡り、それぞれに独自の正当性が社会的に成り立ち対世的に承認され、その正当性が順次、次主へ次主へと付与されて行くという正当性付与の連鎖構造が存在している。…そしてこの地点から振り返ってみれば、初発の(一田一主の)土地の典売所有自体も、まさにこの構成の内で営まれていたことも明らかであろう。そこにおいて田主が行っていたことは、先に「広義の売」で述べた通り、ある土地の上で自らがそれまで行ってきた包括的土地経営(管業)の正当性を活絶両様の仕方で次主に引き継ぐこと、契拠定立の形でそれを与えることに他ならなかったのである。/そしてこのことは逆に言うならば、中国近世物権法の世界においては「主」と呼ばれる時に、対象に対する領域的専有性、包括的な支配の存在はどうやら最初から含意されていないということでもある。
- ・民間の人民にとっては、その誰が正当に(結局は自明の税糧負担付きの)土地耕作収益(管業)を行い うるか、それを自らの生業となし得るか、ということこそが問題の全てであることも自明である。そして 前述の市場取引に基づき活絶両様の形で行われる正当性付与の延々たる連鎖という「来歴と管業のシステム」は、まさにその中で形成されてきた人民間の交代のルールであり、旧中国の典売秩序、所有権秩序と いうのは、結局、国制的には、自明の国家的負担付き土地経営の担当者の選任に関する国家の放任の中、 その土地経営の正当性を前主からの授権に求める過程で社会的に形成されたルールとして位置する。それ 故、旧中国の「私的土地所有」は、国家権力との関係で考えるとき、所有権とは言っても、(西洋では前 近代に発し、近代革命後も生き続ける)自力でもって一定空間を確保しているという事実を出発点として、

それを基礎に時には上位権力にも対抗し、負担を求められるときにはそれに見合う保護を要求すると行った、国制を作り上げる根本的な単位と言うものではない。むしろより消極的に、皇帝による全国全土の支配ということを半ば前提とした上で、その下で誰がその税糧負担者 = 土地経営者の地位につくかを巡り、国制的には二次的なレベルで、自己発展して来た社会的な概念構成に止まるのである。

1 - 3

- ・董仲舒は皇帝に説いて次のように言った。…古は民に税すること十分の一に過ぎず、国家の要求に応ずることは容易であった。民を使役することは三日に過ぎず、その力は応役に十分であった。民の財産は内は老を養い孝を尽くすに足り、外は上につかえて税を納めるに足り、下は妻子を養い愛を極めるに足りた。ゆえに民は喜んで上に従ったのだ。秦に至ってはそうでなく、商鞅の法を用いて、帝王の制度を改め、井田を除いたので、民の土地売買が可能になり、富者の田は阡陌を連ね、貧者には立錐の地もなくなった。…古の井田の法は俄には行い難いが、よろしくやや古に近い政策をとり、民の名田を制限して不足の者を足らし、兼并の道を塞ぐべきである。塩鉄の利はみな民に帰し、奴婢を廃止して、恣意的な奴婢殺害の威力を排除し、税や徭役を軽くし、以て民力に余裕を持たせよ。さすればこの世は善く治まるであろう、と。(『漢書』食貨志上)
- ・井田が廃せられてより、民には恒業(安定した財産)がなくなり、富者は王侯にも比せられる一方、貧者は田宅を売らざるを得ず、さらに田宅を売るのみでは済まずに、その勢いのいきつくところ、自分の身を売り子女を売るに至らざるを得なくなった。(張履祥「役説」 17世紀)
- ・万民に田を授けるという井田制の恩沢が衰え、民に恒産がなくなって以来、人知の巧拙、勢力の強弱に従って、田と住宅とが転々と売買されることは、仁人君子といえども止めることができなかったのだ。(陳確「産論述」 17世紀)

- ・水火は気有るも生無く、草木は生有るも知無く、禽獣は知有るも義無し。人は気有り生有り知有り、亦た且つ義有り、故に最も天下の貴たり。力は牛に若かず、走ること馬に如かず、而うして牛馬用を為すは何ぞや。曰く、人は能く羣し、彼は羣すること能わざればなり。人は何を以て能く羣すや。曰く、分なり。分は何を以て能く行わるや。曰く、義を以てなり。故に義以て分かてば則ち和し、和すれば則ち一、一なれば則ち力多く、力多ければ則ち彊く、彊ければ則ち物に勝つ。故に宮室得て居る可きなり。故に四時を序し、万物を裁し、天下を兼利するは、它の故なし、之が分義を得ればなり。…能く以て親に事うる之を孝と謂い、能く以て兄に事うる之を弟と謂い、能く以て上に事うる之を順と謂い、能く以て下を使う之を君と謂う。(『荀子』王制篇)
- ・故に百技の成す所は、一人を養う所以なり。しかして能あるものも技を兼ぬることあたわず。人も官を 兼ぬることあたわず。離居してあい待たざれば則ち窮す。群して分なければ則ち争う。窮なるものは患な

- り。争なるものは禍なり。患を救い禍を除くは、則ち分を明らかにし、群せしめるにしくはなし。(『荀子』 富国篇)
- ・それ貴は天子となり、富は天下を有つ、これ人情の同じく欲する所なり。しかして人の欲を従にすれば、則ち勢容るることあたわず、物膽らすことあたわざるなり。故に先王案ちこれがために礼義を制してこれを分かち、貴賤の等、長幼の差・知愚・能不能の分あらしむ。みな人をしてその事を載ないて各おのその宜を得せしめ、しかるのち愨禄の多少厚薄をして、ここに称あらしむるなり。これそれ群居和一の道なり。故に仁人上にあれば、則ち農は力を以て田に尽し、賈は察を以て財に尽し、百工は功を以て械器に尽し、士大夫より以上、公侯に至るまで、仁厚知能を以て官職に尽さざることなし。それこれを至平という。(『荀子』栄辱篇)
- ・今聖王没して、名守慢に、奇辞起こりて名実乱れ、是非の形明らかならず、則ち守法の吏、誦数の儒と 雖も亦た皆乱る。若し王者の起こること有らば、必将ず旧名に循うこと有りて、新名を作ること有らん。 然らば則ち為に名有る所と、縁りて同異有る所と、名を制するの枢要とは、察せざる可からざるなり。異 形は離心交々喩り、異物は名実玄紐し、貴賤明らかならず、同異別たれず。是の如くなれば則ち志に必ず 喩らざるの患い有りて、事に必ず困廃の禍い有らん。故に知者は之が分別を為し、名を制して以て実を指 し、上は以て貴賤を明らかにし、下は以て同異を弁ず。貴賤明らかにして同異別たる。是の如くんば則ち 志に喩らざるの患い無く、事に困廃の禍い無し。此れ為に名有る所なり。(『荀子』正名篇)
- ・名定まれば則ち物競われず。分明らかなれば則ち私行われず。物の競われざるや、心なきには非ず。名 定まるに由りて、故にその心を措く所なければなり。しからば則ち心欲人人にこれありて、無心無欲に同 じうするを得るは、これを制するに道あればなり。…彭蒙曰く、雉兎野にあれば衆人これを逐う。分未だ 定まらざればなり。鷄豕市に満つれば志ある者なし。分定まれるが故なり。物奢ければ則ち仁智すらあい 屈し、分定まれば則ち貪鄙すら争わず。(『尹文子』大道篇)

- ・官田は官の田であり、国家の所有であって、その耕作者は国家の佃戸のようなものだが、民田は民の自有の田である(官田、官之田也、国家之所有...、民田、民自有之田也)。[官田の重い税を民田にも割りつけて、官田・民田の負担を均等化する政策は]国家にとっては代々の公田を失うこととなり、小民にとっては官田の佃戸に代わって際限のない租税を支払うこととなる。事の不公平さは、これより甚だしいものはない。(顧炎武『日知録』「蘇松二府田賦之重」 17世紀)
- ・漢の武帝の時に、董仲舒は「或る者は豪民の田を耕し、十分の五の税を納めた」と言い、唐の徳宗の時に、陸贄は「今、京畿の内、田一畝当たりの官税は五升だが、私家の小作料は一畝当たり一石にのぼるものもある。これは官税の二十倍にもなる。…そもそも土地は王者の所有であり、耕作は農民の仕事である(土地、王者之所有、耕稼、農夫之所為)。しかるに兼并の徒が平然と利を得ているのだ。願わくは、彼らの占有する田に制限を設け、小作料の額を減らして貧民に利益を得させんことを」と述べた。仲舒の言

うのは現在の分租(定率小作料)であり、贄の言うのは現在の包租(定額小作料)に当たる。しかして仲 舒も贄も、〔これらの小作料を取る者を〕「豪民」「兼并の徒」という〔非難の意味をもつ〕語で呼んでい るが、宋以後は彼らを公然と「田主」と呼ぶようになったのだ。(同上)

- ・井田が廃れて以来、董仲舒が「民の名田を限る」という提議を行い、師丹・孔光はそれに従って、民の名田が三十頃を過ぎないように命令し、三年の猶予期間の後、違反者の田を没収することとした。その意図は善いものであるが、しかし、古の聖君の場合は田を授けて民を養っていたのに対し、今は民の自ら有する所の田(民所自有之田)である。それを法を以て奪うのでは、授田の政が実現されないうちに奪田の事が先に行われることとなり、いわゆる「一つでも不当なことがあれば行ってはいけない」ということに該当する。(黄宗羲『明夷待訪録』田制二 17世紀)
- ・土地というものは、天地の固より有するもの(天地之所固有)であって…王者の固よりほしいままにできるものではない。(王夫之『読通鑑論』巻14 17世紀)
- ・そもそも王者が土地を有する方法は、土地を有しないが如くして(夫王者之有其土若無其土也) はじめてその領域は荒廃しないのである。(同上巻19)
- ・土地の如きは王者の私し得るところではない。…能力のある者が土地を治めるのであって、故に、王朝が交代しても、民はおのずと恒常的な財産としての土地を有し続ける(民自有其恒疇)。王者に授けられる必要はないのである。(王夫之『がく夢』)
- ・税について「十分の一」というのは、民の生産物十に対して君主が一を取るということである。そして、 土地はもとより君主の有する所(土田固君之所有)である。商業について「十分の一」と言うのは、元手 を十として利息がその一であることを言う。…同じ「十分の一」でもこの両者は全く異なるものではない か。それなのに、商人の利益を田に求め、小作料に求める者がいる。その結果、小作料は日ごとに増加す るにも拘わらず、なお田主の欲を満足させることができない。(陶煦『租覈』 19世紀)

- ・全椒では田地房屋の売買契内に「価は既に清楚なり(すべて支払い済)」と明記してあっても、民間にはなお找価の風習がある。甚だしきは、一回二回では済まず、いつまでもまとわりついて、年末には売り手がロバや牛を牽いていったり、身内の老人を買い手の家に寄食させたりする。県の再三の禁令にもかかわらず、しみついた習慣は根絶できていない。極貧の者はもとより、中等社会でも找価の二字に借りて任意に強請し、往々にして訴訟を惹起する。まことに不良の習慣である。(『民商事習慣報告録』民国初)
- ・小婦人の夫は死んでしまって子供の家も貧乏なので...乾隆四年に小婦人は食べるものもなくて鍾卓仁から一両二銭找価しました。乾隆五年に小婦人は鍾卓仁に「私は老いぼれて養ってくれる人もいない」といってまた十両もらいました。乾隆六年には、病気になって食べ物もなく、朱春貴仔に支えられて鍾卓仁の家に言って銀二両をもらいました。...乾隆七年十一月二十九日には、小婦人は飢えと寒さに耐えられず、どうしようもなくて、朱春貴仔を雇って天秤棒を担いで鍾卓仁の家にゆき、また銀を貰おうと思いました。

…銀でなくて何斗か穀物をもらうだけでもよい、と思ったので天秤棒を持ってきてもらったのです。(刑料題本 18世紀)

- ・「明季已前」に郭世祉の父が許嘉英の父に売った田を、許嘉英が王氏に転売したところ 、郭世祉が「冤占」を以て訴えた。判決案は、この売買がはるか以前のものであることを理由に、「世変星移、歴年既久」の田について、世祉が「既冷の灰を燃やそうとする」のは「また謬甚ならざらんや」として、これを杖することが妥当であるとしている。(李之芳『棘聴草』 17世紀)
- ・黄邦望はさきに黄家祥に田屋を売り、原価はすでに支払い済である。しかし「民間には尚お找価の例があり、況んやその子は稚なく母は孀である」という理由で、「得業者虧」の語に則り、国望に対し五両の支払いを家祥に命じている。(同上)
- ・呉佶は田を金華宇に売った後、武生の地位を恃み、また陋俗に従って、しばしば找価を要求した。要求が満たされないのを恨んだ呉佶は、金華宇を私典 産の名目で訴えた。田を人に売ったのち、際限なく加価を要求し、訴訟に至るとは強引も甚だしいのに、却って人を強占で訴えるとは、全くのでたらめだ。増して加価はしばしば禁令が出ているのに佶は故意にこれに違反している。本来、武生の資格を剥奪すべきところだが、些細なことから起こった事件なので、しばらく寛大な措置をとり追及を免除する。(盧崇興『守禾日記』 17世紀)
- ・宋自修は貧乏人であり、地一畝を堂叔の宋紹文に銅銭二十五貫で売った。山東にしては高価である。紹 文は大土地所有者であったので、一畝の田などは意に介さず、名義変更を行わなかった。宋自修はそれを 口実に金をせびりとろうとしたが応じなかったので、「宋紹文は足し前として毎年穀物六斗を払うことを 承認したのに支払わず、子の興仁が自修に暴行を働くにまかせた」と訴えた。田一畝で二十五貫を得、さ らに毎年穀物六斗を支払うとは、一畝の田で一体幾ら払えばよいというのだろうか。訴えの虚偽は明らか だが、暴力事件とあっては審理しないわけにはゆかない。出頭した宋紹文は、七十余りの温厚そうな人物 で、為富不仁者とはみえない。彼の供述によれば、「買った田については、毎年四百文を納税用に渡すこ とを約した。自修は赤貧であるので、従来からも援助を与えており、いま年越し費用がないというので、 周囲の勧めもあり、銅銭三貫と穀物一袋を与えることとした。しかし、穀物は明春与えると言ったところ 自修は従わず騒ぐので、興仁がなだめようとした際、手がすべって額を傷つけたものであり、証人もいる」 ということである。余の調査によれば、事の曲直は分明である。しかし紹文は金持ち、自修は貧乏人で、 同族の叔父甥の関係にある。情に則って罪を定めれば、苛酷に過ぎることもなかろう。そこで、紹文には 田を税契及び名義変更させるほか、自修は無頼とはいえ族人として宜しく撫恤すべきであるので、毎年末 に銭三貫穀一袋を与えることとし、永く例規とする。そののち自修がさらに無理な要求をする場合は、紹 文は勝手に暴行を加えることなく、彼を官につきだすべし。本県が自ずと官法を以て処置するであろう。 (胡学醇『問心一隅』 19世紀)

3 - 2

・天子から庶民まで、尊卑貴賤は遙かに異なるといえども、要するに人を役するか人に役せられるかなのである。人を役しもせず人に役されもしない者は未だ存在しない。…二帝三王の世には徳の小さい者は徳の大きい者に役せられ、賢の小なる者は賢の大なる者に役せられ、上から下まで、以て理の当然として、これを疑う者はなかった。三代の末には、小が大を役し、弱が強を役するようになった。さらに秦以降、徳を尊ぶ風ははるか昔のこととなり、ただ役するというのみならず、強ければ弱をしのぎ、大なれば小に横暴を働くようになった。東莱の呂氏曰く、「天下に君主のいないという理はなく、またすべての人が帝王になれるわけではない。従って尊が卑を支配し、貴が賤を治めるのは天下の定理である。役なきを欲するとも勢いからして不可能なのである」と。〔力でなく徳を以て役するようにすべし〕(張履祥『楊園先生全集』巻18「役説」)

・以前ある画報に、中国人の状態を描いた漫画が載った。その漫画には梯子が一つあって、それには何千何百もの段がある。格段ごとに無数の人がいて、それぞれがみなその上段の人に対して最敬礼をし、それぞれがみな下段にいる人を足蹴にしている。…これは諧謔ではあるが、また実情でもある。ところが西洋の国民はだれ一人他人の上に位することがなく、まただれ一人として他人の下に位することもない。だが中国はちがう。だれもが他人の上に位する人でなければ他人の下に位する人であり、他人の下に位する人がたちまちにして他人の上に位する人となる。何という怪事、何という禍根であろう。これは何とも名付けようがないが、私はこれを「奴性」と名付けておこう。(梁啓超「中国積弱遡源論」)

文献目録

小山正明 『明清社会経済史研究』東京大学出版会、1992。

戒能通孝 「支那土地法慣行序説」同『法律社会学の諸問題』日本評論社、1943。(『戒能通孝著作集』第4巻、 日本評論社、1977)

岸本美緒 『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997。

----「明清時代の『找価回贖』問題」『中国 -- 社会と文化』12、1997。

滋賀秀三 『中国家族法の原理』創文社、1967。

---『清代中国の法と裁判』創文社、1984。

寺田浩明 「田面田底慣行の法的性格・・概念的検討を中心にして」『東洋文化研究所紀要』93、1983。

----「中国近世における自然の領有」『シリーズ・世界史への問い』第1巻、岩波書店、1989。

- - - - 「権利と冤抑」『法学(東北大)』61-5、1997。

仁井田陞 『唐宋法律文書の研究』東方文化学院、1937。(復刻版、東京大学出版会、1983)

--- 『中国法制史研究 土地法・取引法』東京大学出版会、1960。(補訂版、1981)

堀 敏一 『均田制の研究』岩波書店、1975。

--- 『中国古代の身分制 -- 良と賤』汲古書院、1987。

森田成満 『清代土地所有権法研究』勁草出版サービスセンター、1984。

臨時台湾旧慣調査会編 『台湾私法』全13冊、1909-11。

渡辺信一郎 『中国古代社会論』青木書店、1986。